

2024年7月16日

民法（成年後見等関係）部会 御中

公益社団法人 全国精神保健福祉会

ヒヤリングに関する成年後見制度に関する提案意見

1. はじめに

成年後見制度は精神障害者の権利保護に重要な役割を果たしていると考えられる一方で、多くの問題点が指摘されています。本提案書では、国連障害者権利委員会の総括所見も踏まえながら、現行制度の問題点、改正の必要性、および具体的な改正の方向性について提案します。

2. 現行の成年後見制度の問題点

2.1 申立て手続きの複雑さ

仮に同制度を利用する場合には、成年後見制度における申立て手続きが複雑であり、精神障害者およびその家族に過度の負担を強いることを懸念しています。この手続きの複雑さは、精神障害者の権利行使を妨げる要因となっています。

2.2 意思決定の尊重不足

精神障害者の意思が成年後見制度において十分に尊重されていないことが問題です。後見人の選任や意思決定過程において、被後見人の意見が適切に反映されないケースが多く、これが被後見人の権利侵害につながるリスクがあります。

2.3 後見人の監督体制の不備

後見人の監督体制の整備などもあることから、今回のように意見聴取などをおこなっているものと理解しています。ただ、現場レベルでは、監督機関のリソース不足や監督の実効性の欠如により、不正行為や被後見人の権利侵害が発生する恐れがまだあります。

2.4 自立支援の欠如

現在の制度は精神障害者の自立を支援するというよりも、まだまだ、管理と保護に重点が置かれています。これにより、精神障害者が主体的に自立して生活するための支援が十分に提供されていない状況です。

3. 改正の必要性

成年後見制度が精神障害者の権利保護と自立支援の両立を図るために、アドボカシーが適正になされるように改正されるべきであると思います。制度の改正により、精神障害者が自らの意思を尊重されつつ、安心して生活できる環境を整えることが必要です。

4. 改正の方向性

4.1 手続きの簡素化と迅速化

申立て手続きの簡素化と迅速化を図ることが必要です。オンライン申請の導入や必要書類の簡略化により、精神障害者およびその家族の負担を軽減し、権利行使の機会を拡大します。ただし、オンラインに偏重することのないようしなければなりません。

4.2 意思決定支援の強化

精神障害者の意思決定を支援するための仕組みを強化してください。被後見人の意思を尊重し、意思決定支援者が適切にサポートする体制を整えます。また、意思決定過程において、被後見人の意見を最大限に反映する制度を導入して欲しい。成年後見人のみで対応しきれない場合には、被後見人が指定するパーソナルアシスタントなどの活用も視野に入れてください。

4.3 後見人選任の透明性と適正化

後見人選任のプロセスにおいて、精神障害者の意思や希望を最大限に尊重する仕組みを導入してください。第三者機関による選任プロセスの監督や、被後見人の意見聴取を義務付ける制度を提案します。

4.4 監督体制の強化

後見人の行動を監督する体制を強化し、不正行為の防止と被後見人の権利保護を強化してください。監督機関のリソースを増強し、定期的な監査を実施することで、問題の早期発見と是正を行なってください。

4.5 自立支援プログラムの充実

精神障害者の自立を支援するためのプログラムやサービスを充実してください。具体的には、就労支援や生活スキル向上のためのトレーニングプログラムの研修などと合わせ具体的な事例の提供と共有を提案します。

5. おわりに

成年後見制度が廃止されない範囲においては、制度に対する改正で、精神障害者の権利保護と自立支援の両立を目指すものです。障害者委員会の総括所見を踏まえ、現行制度の問題点を解決し、より良い制度を構築するために、本提案書に記載した改正の方向性を実現することが重要です。政府および関係機関がこの提案を受け入れ、実行に移すことを強く期待します。